

平成 29 年度温室効果ガス削減に係る SDGsG7 協調行動の実施支援等委託業務に係る仕様書

1. 件名

平成 29 年度温室効果ガス削減に係る SDGsG7 協調行動の実施支援等委託業務

2. 業務の目的

日本政府は、2016 年 5 月に G 7 富山環境大臣会合を主催した。同会合では、前年に採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダが主要な議題として扱われ、成果文書であるコミュニケにおいて、G 7 各国（欧州委員会を含む。以下同じ）が協調した、SDGs の環境側面の実施のための行動（以下「G 7 協調行動」という。）を取ることが合意された（パラ 10～12 https://www.env.go.jp/earth/g7toyama_emm/japanese/_img/index/102901.pdf）。また、G 7 協調行動の特定に当たっては、「国連持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）」の活動に留意し、食料廃棄を減らすことによる気候変動等の環境分野での便益を測定する比較可能な手法の開発、製品の環境負荷に関する情報、第二の価格付け（second price tag）、賞味期限の変更、外部費用の内部化等が例示されている（パラ 12）。

当該コミュニケを受け、平成 28 年度において、日本環境省を中心に G 7 各国と調整を行った結果、G 7 が連携し、企業や自治体等の先進事例を共有するワークショップを開催し、G 7 協調行動の活動の視認性を向上させるとともに、プロジェクト実施に向けた知見集積を図ることとなった。本事業においては、G7 ボローニャ環境大臣会合でもパリ協定と SDGs がひとつの議題となる見込みであることを踏まえて、パリ協定との相乗効果を念頭に、SDGs のゴール 7（エネルギー）の達成に資する事業を行う。

以上の背景を踏まえ、本事業は、G 7 協調行動を実施するため、①G 7 等の各国における SDGs の動向調査、②G 7 協調行動の事務局支援、③G 7 協調行動ワークショップの開催、④G 7 協調プロジェクト実施に向けた案件形成を行うものである。

3. 業務の内容

(1) G 7 等の各国における SDGs の動向調査

(ア) G 7 協調行動の内容検討に資するよう、G 7 各国における SDGs の取組状況を調査する。環境省担当官の指示に基づき関連する追加的な情報収集等を行う。特に、パリ協定と SDGs の相乗効果が発揮できている事例を扱う。

G 7 各国（日本を含む）の企業、NGO、研究機関、各国政府・地方公共団体及び国際機関等（国連グローバルコンパクト、WBCSD 等のネットワーク団体を含む）の SDGs の実施・検討状況を調査する。

(イ) 上記の調査等の結果は、5. の報告書に盛り込むだけでなく、環境省担当官の

指示に応じて、適時に調査結果をまとめて報告する。また、G7 協調行動（以下（2）～（4）の業務）を進めるに当たっては、上記の調査等の内容を参考に行うものとする。

（2）G7 協調行動の事務局支援

G7 協調行動は、2016 年に日本が議長国として主導して始めたスキームであるが、今後も G7 議長国と連携しつつ日本が主導的な役割を果たす必要がある。日本が主導的な役割を果たすために、G7 各国と適時に連絡調整を行い、ワークショップ（（3）参照）の開催に向けた打診や調整など、協調行動を前進させる。各国との連絡調整は、主としてメールとなるが、必要に応じて、テレビ会議等オンラインの会議の開催（2 国間又は G7 全体等柔軟に。合計 1－2 回程度を想定。オンライン会議の開催手配も含む。）や打合せのための出張（G7 各国のうち、1 回程度、2 泊 4 日程度、3～6 級相当 1 名程度を想定。環境省職員に同行する可能性もある）も実施すること。

（3）G7 協調行動ワークショップの開催

（ア）G7 各国と連携・調整を行い、企業、自治体、政府等による SDGs の達成に資する先進的な取組を共有し、また、それらの取組に係る情報発信を行う 1 日程度の公開のワークショップを 3 回程度開催する。開催時期、開催場所等は未定であるが、G7 各国での開催を念頭に、環境省担当官の指示の下、決定する。テーマの選定にあたっては、G7 富山環境大臣会合のコミュニケに留意の上、気候変動との関連性を担保すること。

（イ）受託者はワークショップに参加し、開催準備や議事運営を行うこと（3～6 級相当 2 名程度、2 泊 4 日程度を想定）。

（ウ）受託者は、ワークショップには、SDGs の実施に資する取組を行っている日本の企業、自治体、政府等から先進事例として国際社会に共有するのにふさわしい取組を行っている主体を選定し、調整の上、ワークショップに出席させる（3 団体程度、1 団体 2 名程度（7～9 級相当 1 名、3～6 級相当 1 名を想定）、2 泊 4 日程度を想定）。あわせて、日本以外の G7 各国からも、先進的な取組を行っている主体を招聘する。（6 ヶ国から各 1 団体 1 名程度（7～9 級相当）を想定）、2 泊 4 日程度を想定）

（エ）上記に係る我が国の参加団体や G7 各国関係者、関係国際機関等との連絡調整・自治体や政府関係者以外への謝金（1 名 1 日当たり 17,700 円、各会合の開催日数分）・旅費の支払い（国家公務員等の旅費に関する法律に基づくこと）、被招聘者の選定、会場（100 人程度が参加できる規模を想定）及び設備の手配・設営、出席者のとりまとめ、通訳の手配（各回最低 2 名程度、1 日間）、開催国を中心とした関係各所への広報（web 上の広報を含む）、議事次第、議事シナリオ等関係資料の作成（必要に応じた翻訳を含む）・会議での必要部数の印刷、議事録・

ワークショップの概要資料の作成（日・英、概要資料はパワーポイント 10 頁程度を想定）、昼食や飲料の提供、レセプションの手配（食事や場所の手配も含む）も業務に含む。ワークショップの詳細は、G 7 各国と調整の上、環境省担当官の指示に従うこと。

（４）G 7 協調プロジェクト実施に向けた案件形成

（ア）29 年度のワークショップの成果や G 7 各国の意向等を踏まえ、SDGs の達成に資するプロジェクトの 30 年度以降の実施に向けた、案件形成を行う。

（イ）SDGs の達成に貢献し、かつ、事業実施による温室効果ガス排出削減の効果を報告することが可能なプロジェクトを、2 つ程度設計する。具体的には、プロジェクト設計のための現地調査や調整等を行う。（対象国はアジア地域の 2 ヶ国程度を想定するが、環境省と協議の上決定する。1 名程度（5 泊 7 日程度、3～6 級相当）、計 2 回程度の渡航を想定）

（ウ）プロジェクトの案件形成に当たっては、G 7 各国と連携するとともに、G 7 富山環境大臣会合コミュニケ（パラ 12）で言及されている 10YFP 等の既存のイニシアティブと相乗効果が出せるよう、留意する。

4. 業務実施期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 10 部（A4 版、両面、100 頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R 等 2 式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：環境省地球環境局国際連携課

6. 著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

（２）受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

（３）成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

（４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつかないように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」及び受注後に提供される「環境省ホームページ対応基準書」に基づくこと。

また、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下の URL において公開している。

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/

- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 206 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 207 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集 (EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書
(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「 “ ” 」→「" "」、 「 ` ´ 」→「'」、 「 − 」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バー

ジョン 14) 」以降で作成したもの)

- ・画像 ; BMP 形式又は JPEG 形式

- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物(研究・調査等の報告書)は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明(メタデータ)について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。